

八王子市公告第 1 4 6 号

平成 2 2 年八王子市公告第 1 6 4 号の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 4 月 1 日

八王子市長 初 宿 和 夫

改正後	改正前
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、八王子市が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに総トン数 20 トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会を除く。）に必要な資格<u>並びに</u>資格審査の申請方法について次のように定めた。 なお、本公告の内容は、平成 22 年 5 月 1 日から適用する。 第 1 用語の定義 この公告における用語の定義は、次による。 1～8 （略） 第 2 競争入札参加資格の申請 登録申請をしようとする者は、次により申請を行わなければならない。 ただし、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者は、申請を行うことができない（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。以下同じ。）。 1 （略） (1) （略） (2) 組合等 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、八王子市が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに総トン数 20 トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会を除く。）に必要な資格<u>及び</u>資格審査の申請方法について次のように定めた。 なお、本公告の内容は、平成 22 年 5 月 1 日から適用する。 第 1 用語の定義 この公告における用語の定義は、次による。 1～8 （略） 第 2 競争入札参加資格の申請 登録申請をしようとする者は、次により申請を行わなければならない。 ただし、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者は、申請を行うことができない（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。以下同じ。）。 1 （略） (1) （略） (2) 組合等 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組

組織に関する法律に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）をいう（組合の登録申請その他に関することは、八王子市公告第 163号において定める。）。 2 申請の条件等 競争入札参加資格については、次に定める必要な条件を備えていなければならない。 (1) (略) (2) 納税に関する条件 法人の場合は、審査対象事業年度の法人税、法人事業税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、審査対象事業年度の所得税、消費税及び地方消費税を完納していなければならない。 (3)～(4) (略) 第3 申請方法 1～2 (略) 3 必要書類の郵送 申請にあたっては下記に示した必要書類を郵送すること。 なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。 ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から3箇月以内であるもの） ・財務諸表（審査対象事業年度の決算によるもの） ・身分証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの） ・登記事項証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの） ・法人事業税の納税証明書 ・納税証明書その1 <u>(第22(2)の納付済額を証明するもの)</u> (いずれも正本) ・市税納税状況調査票 ・総括表 ・種目別表 ・受付票 ・返送用封筒 ・チェックリスト ・組合構成員状況一覧表（組合で申請をする者のみ）	組織に関する法律に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）をいう（組合の登録申請その他に関することは、八王子市公告第 165号において定める。）。 2 申請の条件等 競争入札参加資格については、次に定める必要な条件を備えていなければならない。 (1) (略) (2) 納税に関する条件 法人の場合は、審査対象事業年度の法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）、消費税及び地方消費税を、個人の場合は、審査対象事業年度の所得税、消費税及び地方消費税を完納していなければならない。 (3)～(4) (略) 第3 申請方法 1～2 (略) 3 必要書類の郵送 申請にあたっては下記に示した必要書類を郵送すること。 なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。 ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から3箇月以内であるもの） ・財務諸表（審査対象事業年度の決算によるもの） ・身分証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの） ・登記事項証明書（発行日が申請日から3箇月以内であるもの） ・法人事業税の納税証明書 ・納税証明書その1 (いずれも正本) ・市税納税状況調査票 ・総括表 ・種目別表 ・受付票 ・返送用封筒 ・チェックリスト ・組合構成員状況一覧表（組合で申請をする者のみ）
---	--

4～5 （略）	4～5 （略）
第4 競争入札の参加者の資格 （略）	第4 競争入札の参加者の資格 （略）
第5 競争入札参加資格の審査 （略）	第5 競争入札参加資格の審査 （略）
第6 申請内容を証明する書類 （略）	第6 申請内容を証明する書類 （略）
第7 競争入札参加資格の審査結果の通知、変更等 1～2 （略） 3 変更申請 申請内容のうち、以下の内容に変更があったときは、速やかに当該内容の変更を申請しなければならない。ただし、以下の内容以外の変更（ <u>合併、分割又は事業譲渡</u> により企業再編を行った場合を除く。）については、既に登録している資格を取り消し、あらたに登録申請を行わなければならない。 (1) ～ (10) （略） 4～5 （略）	第7 競争入札参加資格の審査結果の通知、変更等 1～2 (略) 3 変更申請 申請内容のうち、以下の内容に変更があったときは、速やかに当該内容の変更を申請しなければならない。ただし、以下の内容以外の変更（ <u>合併又は分割、事業譲渡</u> により企業再編を行った場合を除く。）については、既に登録している資格を取り消し、あらたに登録申請を行わなければならない。 (1) ～ (10) （略） 4～5 (略)
第8 その他 （略）	第8 その他 （略）
第9 八王子市内に住所を有する法人又は個人に関する取扱いについて 1 市税について (1) 八王子市に対する以下の市税に <u>滞納</u> がある場合、 <u>八王子市は、市税の完納が確認される</u> までの期間、競争入札参加資格者の資格を停止する。 ア～イ （略） (2) 上記の市税に <u>滞納</u> がないことを確認するため、八王子市内に住所を有する者が競争入札参加資格を申請する際には、申請書類とともに市税納税状況調査票を提出しなければならない。市税納税状況調査票を提出しない申請者については、競争入札参加資格を与えない。 別表 1～2 (略)	第9 八王子市内に住所を有する法人又は個人に関する取扱いについて 1 市税について (1) 八王子市に対する以下の市税に <u>未納</u> がある場合、 <u>完納する</u> までの期間、競争入札参加資格者の資格を停止する。 ア～イ （略） (2) 上記の市税に <u>未納</u> がないことを確認するため、八王子市内に住所を有する者が競争入札参加資格を申請する際には、申請書類とともに市税納税状況調査票を提出しなければならない。市税納税状況調査票を提出しない申請者については、競争入札参加資格を与えない。 別表 1～2 (略)